15	道路通行の禁止又は制限（道路法第46条第１項）	道路管理者湯沢市長
16	トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第47条第３項）	道路管理者湯沢市長
17	特殊車両許可等（道路法第47条の２第１項、第２項及び第５項）	道路管理者湯沢市長
18	車両の通行に関する措置（道路法第47条の４）	道路管理者湯沢市長
19	通行の禁止・制限の場合における道路標識の設置（道路法第47条の５）	道路管理者湯沢市長
20	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第47条の８第１項）	道路管理者湯沢市長
21	利便施設協定の締結・管理（道路法第48条の17第１項）	道路管理者湯沢市長
22	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の２第１項）	道路管理者湯沢市長
23	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第１項）	道路管理者湯沢市長
24	長時間放置車両の移動、保管等（道路法第67条の２）	道路管理者湯沢市長
25	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条）	道路管理者湯沢市長
26	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者湯沢市長
27	道路の新設・改築に伴う損失補償等（道路法第70条）	道路管理者湯沢市長
28	監督処分（道路法第71条第１項から第３項前段）	道路管理者湯沢市長
29	限度超過車両に関する報告、立入検査（道路法第72条の２第１項）	道路管理者湯沢市長
30	許可の条件等の付与（道路法第87条第１項）	道路管理者湯沢市長
31	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第４項）	道路管理者湯沢市長
32	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者湯沢市長
33	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の２）	道路管理者湯沢市長
34	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第７条第２項）	道路管理者湯沢市長
35	車両の通行方法の制限（車両制限令第10条第２項）	道路管理者湯沢市長
36	他の道路の指定（車両制限令第11条第１項）	道路管理者湯沢市長
37	特殊な車両の認定（車両制限令第12条）	道路管理者湯沢市長

○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千百二十九号日立都市計画道路事業三・四・百一号木崎稲木線、三・六・七十三号広町真浦下線及び三・六・七十九号停車場増井線

三　事業施行期間　自平成九年十二月十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第十八号土浦・阿見都市計画道路事業三・四・十七号宍塚大岩田線及び三・四・七号中高津中貫線

三　事業施行期間　自平成二十六年一月二十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第五十八号研究学園都市計画道路事業三・二・四十号新都市中央通り線

三　事業施行期間　自平成十九年三月八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千四百三十四号宇都宮都市計画及び小山栃木都市計画下水道事業鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十六年八月十九日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

関東地方整備局長　泊　　宏